

住宅用地球温暖化対策設備設置費補助制度 太陽光発電システム（一体的導入）

※「太陽光発電システム」の単体補助はありません。

【HEMS および蓄電システム】または【HEMS および充給電システム（V2H）】または【HEMS および高性能外皮等】と併せて申請する必要がありますのでご注意ください。

【添付書類の留意事項】

◎(1) 工事請負契約書等のコピー【※建売住宅の場合は売買契約書等のコピー】

- ◆注文者と請負者の両者について記載があること。
 - ・注文者は設置場所に居住する個人の名前であることが必要です（法人名義は不可）。
 - ・注文書と請書の組み合わせでも可。
- ◆太陽光発電システムの設置に要する費用が分かること。
 - ・太陽光発電システム設置代以外の内容が含まれている場合、内訳が分かる書類（内訳書）等を添付してください。
 - ・契約書本体に記載がない場合、明細や契約書に対応する見積書等を添付してください。
- ◆パネル（モジュール）の「型番×枚数」が明示されていること。
 - ・添付書類(2)の「システムの規格等が分かる書類」として必要です。
 - ・契約書本体に記載がない場合、明細や契約書に対応する見積書等を添付してください。

(2) システムの規格等が分かる書類

- ◆パネルについて、メーカーや認証機関等の情報で、公称最大出力が確実に分かること。
 - ・メーカーパンフレットのコピー、メーカーWEBサイトの印刷物、JETの認証リスト等を使用してください。

◎(3) 設置場所の案内図

- ◆設置住宅を容易に特定できるもの。
 - ・地図で、設置住宅を特定してください。
 - ・特に新築物件やWEB上の地図などの場合は、対象の住宅がわかるように線を追記するなどして設置住宅が確実に分かるようにしてください。

◎(4) 建築基準法に基づく検査済証のコピー【※建売住宅の場合のみ】

- ◆検査済証の発出日の属する年度の翌年度の末日までに引渡しがされる住宅であること
 - ・令和7年度中に引渡しがされる建売住宅のうち、検査済証の発出日が「令和6年4月1日～令和8年3月31日」のものが補助対象です。

※他の設備と同時の申請で、添付書類が同一の場合、◎のついた書類の添付を一部とすることができます。